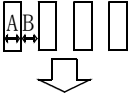
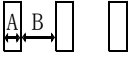


公 安 委 員 会 報 告 資 料	白線の設置間隔を拡大した横断歩道の設置について	令和 7 年 2 月 26 日 交 通 規 制 課
1 設置基準の根拠 令和 6 年 7 月に「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」が改正されたことにより、これまで45cm～50cmとされていた横断歩道標示の設置間隔（B）が、最大90cmまで拡大できる。 ・ 改正前：  A=B=45～50cm ・ 改正後：  A=45～50cm、B=45～90cm 2 見込まれる効果 車両等の通行を避けて白線を配置することにより横断歩道を表示する道路標示の耐久性を向上させるとともに、横断歩道の設置に必要な標示自体を削減することで、整備及び更新に係る費用が削減される。 3 設置箇所 (1) 谷山支所前交差点（施工済み） 鹿児島市谷山中央一丁目4965先国道225号上 東側及び西側流入部の横断歩道 2 本（いずれも鹿児島市道上）   (2) 照国町交差点（3 月工期で施工予定） 鹿児島市照国町15番24号先国道225号上 南東側流入部の横断歩道 1 本（国道上） 4 横断体験会の開催 新たな設置基準による施工は、県下初の取組であったことから、今後の事業を展開するに当たり、視覚障害者団体関係者等を招致しての横断体験会を開催し、意見聴取することとしている。 ※ 開催時期は、春の全国交通安全運動に合わせる方向で調整中 5 今後の予定 整備箇所の状況を県警ホームページで広報するなど、広く県民に周知し、理解を得ながら、整備箇所の拡充を推進することとしている。		